

主な記事

第二回定例会 定例会概要、区長提出議案、 議員提出議案	1ページ
代表質問、一般質問、 次回定例会開催予定 みなさんと区議会、請願・ 陳情の処理状況	2-3ページ 4ページ

第二回定例会日程

6月24日	議案上程、委員会付託
25日	議案審査
26日	委員会報告及び表決、代表質問
27日	一般質問
30日	議案審査
7月 1日	請願・陳情等の審査
4日	委員会報告及び表決



虹の広場(西葛西7丁目)

区長から出された議案

- 予 算
- 平成15年度江戸川区一般会計補正予算(第1号) 1
 - 平成15年度江戸川区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 条 例
- (新設)
- 江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例 2
- (一部改正)
- 江戸川区特別区税条例 1
 - 江戸川区事務手数料条例 2
 - 江戸川区浄化槽設置等助成条例
 - 江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例
- 契 約
- 瑞江駅南自転車駐車場整備工事(その3)請負
 - 一之江駅西自転車駐車場整備工事(その3)請負
 - 物品の買入れ
- そ の 他
- 訴訟上の和解
- 同 意
- 江戸川区教育委員会委員の任命同意
- 報 告
- 平成14年度江戸川区一般会計の継続費の繰越使用
 - 平成14年度江戸川区一般会計の繰越明許費の繰越使用
 - 平成14年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用

印は賛否の分かれた議案

- 賛成 3 8(自由民主党、公明党、市民クラブ、一人の会、無所属クラブ)
反対 6(日本共産党)
 - 賛成 3 7(自由民主党、公明党、市民クラブ、無所属クラブ)
反対 7(日本共産党、一人の会)
- それ以外はすべて全会一致。

会派名の略称.....市民クラブ=市民クラブ・ネット民主無所属

第二回 補正予算を含む12議案を可決 定例会 意見書3件を関係機関に提出

平成15年第二回定例会は6月24日から7月4日までの11日間の会期で開かれました。この定例会には区長から、くつろぎの家のエレベーター設置経費や商店街パーキング支援事業補助金などを含む補正予算のほか、住民基本台帳カードによる区独自のサービスを規定した条例など12件の議案と教育委員会委員の任命同意1件及び報告3件が提出されました。

これらの議案はいずれも原案のとおり可決されました。

また、議員からは、電力の安定供給に関する意見書が6月24日の本会議に、「北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書」など2件の議案が7月4日の本会議に提出され、それぞれ可決されました。意見書は各関係機関に送付しました。

この定例会の会議録は、9月下旬にできあがりますので、詳細はお近くの図書館、コミュニティ図書館、または区議会事務局でご覧ください。

議員から出された議案

意見書は各関係機関に送りました

電力の安定供給に関する意見書
賛成 3 7(自由民主党、公明党、
市民クラブ、一人の会)

反対 6(日本共産党)
〔衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣
あて〕

北朝鮮による拉致問題の早期解決を
求める意見書(全会一致)
〔衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
外務大臣 あて〕

税源移譲を基本とする三位一体改革の
早期実現を求める意見書(全会一致)
〔衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、経済財政政策担当大臣
あて〕

区政への質問

6月26日、27日に代表質問と一般質問が行われ、地方分権への取り組みや犯罪防止対策のほか、環境施策、介護保険制度などの区政全般の課題について活発な議論が展開されました。ここでは、質問と答弁の要旨を掲載しています。

代表質問

地方分権と安定財政
基盤への取り組みを



自由民主党
すが 精二

地方分権の推進について

財政権や課税権を自らの裁量と責任で執行できる地方分権の確立のための取り組みを、庁内の受け入れ準備はどうなっているのか。

財源移譲のため、状況に応じた体制を考える。

安定財政基盤づくりについて

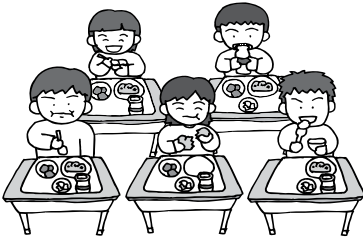
歳出削減のための更なる内部努力をするべきである。

人件費の抑制策。

学校給食調理業務の民間委託の完全実施を。

区立保育園は地区ごとに拠点となる直営園を設置し、その他の園は民営化の導入を。

民間委託



施策の比重、予算の重点配分についての基本的考え方を。

これまで4年に課題が残っている。

数年間で341人を削減し、167億円という効果をおげた。民間委託も着実に進めていく。

優先順位を一概には言えないが、広範な課題に力強く取り組む。

街づくりについて

区画整理事業の推進を重点施策の上位に。

区画整理の未着手地域については、住民との合意形成が得られる案を示すべきである。

都市農業が抱える後継者不足、相続問題に対応策を示してほしい。

地下駐輪場について今後の整備方針を。駅周辺の事業者に対応

分の負担を求めること。地域の意向も踏まえて取り組んでいく。

財政状況に照らし、地域にあった手法で息長く取り組みたい。

税制問題は改善すべき課題である。

原則は各駅。区の財源だけではできない。

教育問題について

教育の変革を子どもや社会のニーズに照らし検証すべきである。

学力低下に歯止めをかけるための本区の取り組みと考え方を。

学校、家庭、地域、教育行政が連携して改革に取り組む。

習熟度別教育の充実を図るほか、知識偏重にならないよう教養学習にも取り組んでいく。

不況と犯罪から区民を守り、暖かい心の行政を



公明党
渡辺 清一

改選後の区長の決意と公約について

区民が幸せになる江戸川区建設への決意を。

「心」の行政こそ区民の信頼につながる。弱い立場の人にしわ寄せのいかない変革を。

選挙での公約をマニユフェスト（具体的数値目標を掲げた選挙公約）

を参考に、具体的内容を区民に示すこと。

区民第一主義で区政を展開していく。

行政と住民が弱い立場の人を温かい心で包み込む社会にしていく。多くの方から意見や考え方を聞き、

区政を進めていく。

地域限定の規制緩和により、経済活性化や教育、福祉の充実を図る「構造改革特区」

新しい施策への挑戦が可能。進めたい。

不況対策について

信用保証協会の融資基準を中小企業金融公庫と同じにするよう都

信用保証協会から融資を受けられない事業者

者に対し、区独自の融資制度の検討を。

民事再生法適用事業者と代位弁済中の事業者

者についても、区独自の融資制度の検討を。

違いがあれば主張する。研究課題とする。

区内犯罪防止緊急対策について

犯罪根絶への決意を。「仮称・安全な街づくり推進協議会」の設立を提案する。

都に対し警察署の増設を強く要望すること。

実効性ある犯罪防止条例の制定を。

安心・安全



被害者区であるので犯罪からいかにして身を守るかが大切。環境をよくする運動等で取り組む。

質していく。被害防止に取り組む。

新型コロナウイルス対策について

区の対応と体制は。青少年の翼事業に参加する中高生に十分な安全対策を。

保健所は区民に十分な情報提供と対応を。

危機管理体制のマニユアルを定めた。保健所が対応を取る。

しっかりと対応する。丁寧な情報提供する。

えどがわ新世紀デザインの実施に向けて



市民クラブ・ネット民主無所属
藤居阿紀子

環境施策について

市民が主体的に環境問題に取り組むための環境教育の場であり、様々な情報交換を行

い、更には地域活動を生み出すための拠点であるエコセンターについて

策定準備中の「環境行動指針」はエコセンター構想の行動指針に位置付けるべきである。

運営主体はNPO法人等に任せようか。

場所はセンター機能を持つ場所と各地域に設置し、ネットワーク型にすること。

廃棄物処理コストを明確にする「廃棄物処理会計」を導入し、清掃・リサイクル費用の現状を市民に情報公開し、市民、事業者、行政が議論を重ね、循環型社会形成に向けて検討していく必要がある。

区民に環境問題への取り組みが広がることを狙っている。

新しいNPOを作る。行政との役割を議論中。検討の推移を見て相談したい。

ゴミの抑制が重要。根強く運動を展開していく。エコセンターも普及啓発に役立てたい。

「男女共同参画社会」推進のための計画づくりについて

実態調査等が予定されているが、内容とスケジュール等を。計画策定の内容を。名称に「男女共同参

画」の使用を提案する。

15年度に調査したうえで検討会を組織。検討会のメンバーは未定。男女同数を予定。使用する。

「総合人生大学」

幅広い年齢層を対象とした講座の開設を。

まちづくりへの大きな活力となることを視野に入れた「総合人生大学」にすること。

エコセンター、ボランティアセンターなどと連携していくためには、拠点となる場所が必要である。

検討組織と計画内容。

性別や年齢は問わない。早く具体的なイメージを作りたい。

自らの社会貢献を身につける場である。場所は未定。

様々な人材を活用し内容のある大学にする。



有事法反対、介護・教育等
暮らし応援の区政を



日本共産党
セバタ 勇

有事法制と地方自治体の役割について
「有事法制」と「国民保護法制」を憲法に照らして、区長はどう考えるか。

地方自治体と住民を罰則付きで戦争に巻き込む「国民保護法制」は慎重に検討するように要望すること。

憲法遵守は当然。国民の十分な議論の中で考えていく問題。

区の積立金の活用など、区政運営の基本姿勢について。

区民の痛みを伴って積み立てられた基金についての区長の見解を。暮らしを応援する三つの施策の実施検討を。青年の雇用支援策。学校にエアコン設置。消費税分を補助する住宅リフォームの助成。

行政需要の増加、歳入増が期待できない状況の中、長期にわたる安定的な財政運営を行うための基金である。区独自では困難。状況に応じて対応。江戸川方式を続ける。介護保険制度について

有事件法反対、介護・教育等暮らし応援の区政を

保険料減額の預貯金などの対象要件を緩和し、対象者の拡大を。利用料減額について

区独自の減額制度の対象を保険料減額対象の所得第二段階まで拡大すること。

国の特別措置の引き上げに対し、区として3%に据え置きを。特別養護老人ホームの入所待機者解消のため、「新型特養」を含め、特養ホームの増設を。

低所得者の第二段階まで据え置く。更に第二段階で都の利用料の条件に合う方は、第一段階と同じ扱いをする方向で検討中。変更しない。



区で軽減しない。在宅支援型施設を用意していく。

30人学級など少人数学級の実施について。全国の取り組みと成果に対する区長の認識。職員採用と財政上の権限を持つ都に対して、実施を求めること。

30人を超える学級と比較して教育的成果や差異はないと考える。

河川敷の利用も可能であり、しっかりとした対応を考えた。千本桜の下流に開門を建設中であり、完成後は船着場も造られる。

地下鉄だけでなく、船で訪れることもできる大変可能性を持った場所であり、すばらしい名所として育てたい。観光課の設置については、観光資源をアピールする戦略を考え、魅力を高めた上で、将来考える必要がある。

千本桜・PR振興など今考える問題を問う

一般質問

千本桜・PR振興など今考える問題を問う



須賀 清次
自由民主党

小松川千本桜に対する考え方と江戸川PR振興課について

桜の名所となりつつある千本桜周辺には、駐車場が今後の増設を含め、25台程度とバス4、5台分のスペースしかない。年々増えるであろう観光客に対する駐車場を含め、トイレ、ごみ処理、露天販売等の問題にどう取り組んでいくのか。

観光における収入や経済効果も視野に入れ、本区を知ってもらうためにもPR振興課の設置が必要である。また、マスコットキャラクターを製作し、PR活動に役立ててはどうか。

河川敷の利用も可能であり、しっかりとした対応を考えた。千本桜の下流に開門を建設中であり、完成後は船着場も造られる。

地下鉄だけでなく、船で訪れることもできる大変可能性を持った場所であり、すばらしい名所として育てたい。観光課の設置については、観光資源をアピールする戦略を考え、魅力を高めた上で、将来考える必要がある。

来年は学童疎開60周年を迎えるが、当時の小学校6年生は72歳、1年生は66歳になり、年齢を考えると60周年は大きな節目となる。民間レベルでの周年行事の企画として、中学、高校生を山形県に派遣してはどうか。

疎開の意義を学ばせることは大変有意義。当時の心の交流について知ってもらい、何か実のあることが得られれば良いと思う。鶴岡市と相談したい。

障害者の途中改造できない住宅については、新築でも助成制度の創設を。

新築は想定外。区内交通問題について新規事業者も視野に入れた抜本的検討を。区施設を結ぶ巡回バス路線を。

区の負担も覚悟し南北路線に取り組みべき。採算が取れない。可能性を探っていく。

船堀駅に地下駐車場の建設を。非効率な場所だが、あらゆる可能性を探る。

東 西三丁目バス停と新川口バス停の整備、改善を。改善する。

地域経済、社会を担ってきた人々への支援を

ドッグランの設置希望者から飼い主同士のルールを作り、場所があれば自主的に運営をしたいという話があり、現在、将来構想等

ドッグランの設置希望者から飼い主同士のルールを作り、場所があれば自主的に運営をしたいという話があり、現在、将来構想等

ドッグランの設置希望者から飼い主同士のルールを作り、場所があれば自主的に運営をしたいという話があり、現在、将来構想等

ドッグランの設置希望者から飼い主同士のルールを作り、場所があれば自主的に運営をしたいという話があり、現在、将来構想等

ドッグランの設置希望者から飼い主同士のルールを作り、場所があれば自主的に運営をしたいという話があり、現在、将来構想等

区内の次は区民施設と学校の全面禁煙を

更に禁煙徹底を。条例は作らず。たばこ業者にも生活が。自動販売機は撤去せず。

健康増進法への取組み都道450号線の安全対策

健康増進法施行への取り組みと幼・小中学校は全面禁煙に。積極的に進める。研究するよう指導する。

一人暮らしの熟年者に対する取り組み。更にきめ細かく状況を把握できるシステムを。申請主義福祉から出前主義福祉への転換を。

認可保育所増設による待機児解消と保育士削減をしないこと。全ての方法を活用。公私格差の是正である。一年生まで医療費無料と診療報酬引上げ。無料にしない。機会を見て要望したい。

保育・子育てひろばと小児救急医療の充実を

万全を期す。新しい手法も追求。フットサルとテニス兼用コートの実現を。他のスポーツとのバランスの中で考える。江戸川一・二丁目付近の特例都道450号線の安全対策を。満足できる道路として移管を受けたい。

酒井 実
公明党

田中 けん
一人の会

川瀬やすのり
公明党

小俣のり子
日本共産党

平成15年第三回定例会開催予定

9月 19日(金) 本会議(議案上程、委員会付託)
24日(水) 本会議(一般質問)
25日(木) 本会議(一般質問)

26・29・30日 決算特別委員会
10月2・3・6・7・9日

10日(金) 常任委員会(議案審査)
14日(火) 各常任委員会(請願・陳情等の審査)
22日(水) 本会議(委員会報告及び表決)

本会議は午後1時、各委員会は午前10時開会予定です。傍聴の手続きは、本会議は開催当日の正午以降、各委員会は開催時間前に区議会事務局で先着順に受け付けています。なお、定員がありますので、詳しくは区議会事務局までお問い合わせください。
9月26日及び10月9日の決算特別委員会は、会場の都合により傍聴できません。

みなさんと区議会

区議会のしくみ

区議会の役割

区民生活を、より安心・充実した毎日を送るためには、地域社会で発生する様々な問題に対して、的確に対処していかなくてはなりません。このような問題に対して、私たち自身で考え、話し合っで解決していくことが理想です。しかし、区民全員が集まり、話し合うことは現実的に困難ですから、みなさんの代表である区議会議員を選挙で選びます。

区議会議員は議会を構成し、予算や条例（決まり）を議決（決定）します。こうした合議制の意思決定機関が、「区議会」です。

区議会議員

江戸川区の議員定数は46人です。議員定数は、人口に応じて法律で上限数が決められています。区議会の条例で減らすことができます。江戸川区の場合は、法律では56人ですが、条例で10人減らしています。

区議会議員は、私たち区民の代表として区政の

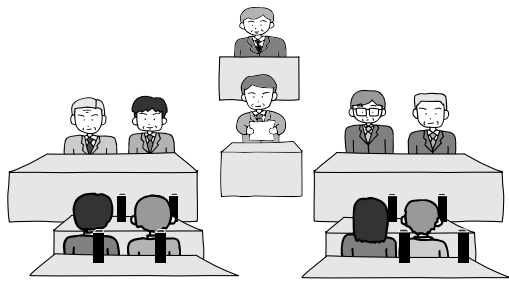
方向を決める大切な役割を担っています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、区議会の代表として会議の運営や進行、議会に関する事務の処理を行うほか、各種会議に出席したり、他の機関と協議したりします。副議長は、議長が欠けたとき、出張や病気などで休んだときに議長の代わりを務めます。

定例会と臨時会

区議会の会議には、定例会と臨時会があります。定例会は、毎年3月、6月、9月、11月の4回開きます。そのほか、必要に応じて臨時会を開きます。



本会議

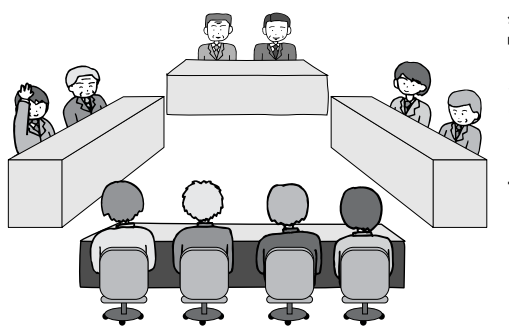
全議員が議場に集まって会議するのが本会議です。本会議は、区の重要な事項について、区議会の意思を決定する大切な役割を持っています。

委員会

区が処理する問題は、社会情勢の変化とともに年々増大し、多様化してきています。区議会が限られた会期（定例会開催期間）の中で、多くの議案や請願・陳情を審査するには、本会議だけでは十分ではありません。

そのため、本会議の議決に先立って、分野（所管）ごとに分かれて専門的かつ詳細に審査する委員会を設置しています。

委員会には、常設されている「常任委員会」と議会の運営に関する「議会運営委員会」及び、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。



区議会のしくみ

議決

区長や議員から提出された議案等を審議し、区としての意思を決めることを「議決」と言います。議決する主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約、財産の取得や処分などです。

選挙・選任・同意

区議会は、議長、副議長、選挙管理委員会委員長、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員を選任します。そのほかに、区長が助役、収入役、監査委員を選任するときや、教育委員会委員を任命するとき、同意するかどうかを決めます。

意見書・要望書・決議

みなさんの暮らしに身近な問題でも、それが国や東京都などの仕事であるため、区のみだけでは解決できないことがあります。このような場合には、区議会の意見を「意見書」や「要望書」として、関係機関の大臣や都知事などへ提出して、改善や解決を求めていきます。また、政治的な効果を

期待して、区議会の意思を明らかにする「決議」を行うこともあります。

区政のチェック

区の仕事が、正しく行われているかどうかを調査したり、報告を求めたりすることも区議会の大きな仕事の一つです。また、監査委員に事務の執行状況や出納の検査など専門的な監査を求め、その結果を報告してもらうこともできます。

請願・陳情の審査

請願・陳情とは、みなさんの意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して、文書で施策の実現などを要望する制度です。議員の紹介のあるものを「請願」、紹介のないものを「陳情」と呼んでいますが、区議会での取り扱いとは異なります。提出された請願・陳情は、議案と同じように本会議でそれぞれの委員会に付託し、慎重に審査を行い、再び本会議で採否を決定します。

審査の結果、内容に賛成できるものは「採択」、そうでないものは「不採択」という結論が出されます。

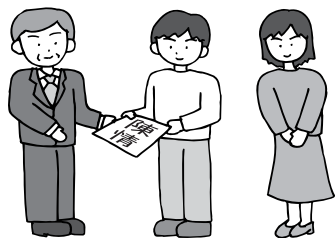
採択された請願・陳情は、区長などの執行機関に送付し、その趣旨は十分に尊重されることになります。また、国や都が

皆さんから出された請願・陳情

今回の定例会で新たに委員会に付託されたもの

今回の定例会で新たに委員会に付託されたもの	付託委員会名
1号 ドッグラン設置に関する陳情	建設委員会
2号 江戸川区議会会議録のインターネット上での公開に関する陳情	議会運営委員会
3号 清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める意見書提出の陳情	総務委員会
4号 小松川・平井地区への巡回ミニバスの導入を求める陳情	建設委員会
5号 用途地域等見直しの素案に関する陳情	建設委員会
6号 無差別殺火兵器クラスター爆弾の使用禁止を求める意見書採択に関する陳情	総務委員会
7号 クラス増設等の改善措置についての陳情	文教委員会

今定例会に付託された陳情は、すべて継続審査となりました。



処置するよう内容のものは、意見書や要望書として各関係機関に提出します。

なお、請願・陳情の代表者には、審査の結果をお知らせしています。

あとがき

区議会だより第163号をお届けいたします。区議会や区政について理解を深めていただくためには、傍聴が最も身近な方法です。どなたでもお気軽にお越しください。

区議会だより編集委員会
 すが 精一
 渡辺 清一
 田辺 達昭
 セバタ 勇
 委員長 副委員長